

吹田市水道部公告第40号

検針・滞納整理・電話受付等業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年7月11日

吹田市水道事業管理者 前田 聡

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 検針・滞納整理・電話受付等業務
- 2 業務場所
 - (1) 検針業務
吹田市内全域及び吹田市外地給水箇所（大阪市淀川区東三国の一部、茨木市蔵垣内・宇野辺の一部）
 - (2) 滞納整理業務
吹田市内全域及び滞納者の転出先が吹田市の隣接市（豊中市、箕面市、茨木市、摂津市及び大阪市）である場合は当該隣接市
 - (3) 電話及び窓口受付業務、電話及び窓口対応業務ほか
吹田市水道部内
- 3 履行期間
令和7年1月1日から令和9年12月31日まで
受注者は契約締結日から令和6年12月31日までの間に、仕様書において業務履行開始までに完了させておくことが定められている事項を受注者の負担によって全て完了させ、適正に本業務の履行を開始できるようにすること。
- 4 業務概要
 - (1) 検針業務
 - (2) 滞納整理業務
 - (3) 電話及び窓口受付業務
 - (4) 電話及び窓口対応業務（(3)の業務を除く）
 - (5) 統計等資料作成業務
 - (6) 業務報告書作成業務
 - (7) 業務報告会議の開催
 - (8) 事務引継業務

(9) 認知症サポーターの取組への協力

(10) その他(1)から(9)までに附帯する業務で、吹田市水道部が必要に応じ指示する業務

5 最低制限価格

設定しない。

6 入札の保証

入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

7 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供

(4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

8 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本市の入札参加有資格者名簿(物品等各種契約)に登載されていること。

(3) 公告の日から入札日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 公告の日から入札日までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

(5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

(6) 共同企業体による参加者でないこと。

(7) 平成26年度以降において官公庁等(国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。)又は地方公共団体が組織する組合から水道メーター検針業務、水道料金等滞納整理業務、電話及び窓口受付業務を受注した実績(入札参加申請日において現に履行中であるものを含む。以下同号において同じ)を有すること。

なお、各々の業務を受注した時期については、それぞれ異なっても差し支えない。

また、その他の業務と一括して受注した業務の範囲において、水道メーター検針業務、水道料金等滞納整理業務、電話及び窓口受付業務が含まれている場合においては、その業

務については受注した実績を有するものとして取り扱う。

- (8) 入札参加申請日において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与認定を受けていること。または、同協会が運用する I SMS 適合性評価制度において I SMS の認証を取得していること。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

9 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2) に示す資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することはできない。

- (2) 入札参加資格確認申請に必要な書類

- ア 入札参加資格確認申請書 (様式1)

- イ 資料

- (ア) 8 入札参加資格の(7)の要件を満たす実績報告書(契約書の写し(変更契約書を含む)・仕様書等を添付すること。)(様式2)

- (イ) 8 入札参加資格の(8)の要件を満たすことがわかる書類

- (3) 申請書類の交付及び提出

- ア 申請書・仕様書等の取得方法

吹田市のホームページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>水道部契約・入札情報>物品・修繕・委託業務等>2024 年度一般競争入札(物品・修繕・委託業務等)一覧(以下「ホームページ」という。)からダウンロードすること。

- イ 提出先

- (郵送の場合) 〒564-8551 吹田市水道部企画室経理グループ(住所の記載は不要)

- (持参の場合) 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館3階 企画室

- (メールの場合) メールアドレス sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp

- ウ 提出期間

令和6年7月11日(木)から令和6年7月30日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)

- エ その他

- (ア) 申請書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

- (イ) 提出された申請書は、返却しない。

- (ウ) 申請書の提出はメール(送信後は電話により到着確認を行うこと)、持参又は郵送(配達記録の残るものに限る。)によるものとし、(3)ウに記載する期間内に必着のこと。

- (4) 入札参加資格の通知

入札参加資格の確認の結果は、令和6年8月8日(木)までに、申請者へ電話連絡したうえで電子メールにより通知する。なお、入札参加資格が無いと認めた者には、その理由を付して同様に通知する。

10 入札説明会

入札説明会は開催しない。

11 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和6年7月11日（木）から7月22日（月）午後4時までとし、電子メールにより受け付ける。送信後は電話により到着確認を行うこと。

質疑書の様式（様式3）はホームページからダウンロードすること。

質疑にあたっては、電子メールの件名を「質疑 検針業務」とし、「24 問い合わせ先」に掲げるメールアドレスへ送信すること。

(2) 回答期日

令和6年7月26日（金）17時までに、ホームページに掲載する。なお質疑がない場合もその旨掲載する。

12 入札の日時及び入札場所

入札日時 令和6年8月21日（水） 午前11時（時間厳守）

入札場所 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館4階 入札室

委任状（様式5）・入札書（様式6）をホームページからダウンロードし、使用すること。

13 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

14 入札の辞退

入札参加資格確認申請書（様式1）を提出した後、入札を辞退する事情が生じた場合は、上記入札日時までに入札辞退届（様式4）を提出するものとする。

入札辞退届の様式はホームページからダウンロードすること。

15 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

16 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市水道部入札心得書（以下「入札心得書」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市水道部により入札参加資格がある旨を確認された者であつ

ても、当該確認の後、入札時点において「8 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

17 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。
- (5) 落札者は本案件に係る内訳書を提出すること。

18 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式7）を提出すること。

19 落札決定の取消し

- (1) 吹田市水道部は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のアからエまでのいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
 - ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
 - ウ 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
 - エ 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき
- (2) (1) のアからエまでの規定により落札決定を取り消したことについて、部は一切の責めを負わないものとする。

20 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

21 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

22 契約予定日

令和6年9月2日（月）

23 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、吹田市水道部会計規程、吹田市財務規則、入札心得書

- 及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 当公告の内容について変更の必要が生じた場合は、ホームページへ提示するので、入札参加者は適宜、確認のこと。

24 問い合わせ先

〒564-8551 吹田市南吹田3丁目3番60号

吹田市水道部企画室経理グループ（水道部本館3階）

電話 (06) 6384-1253 (直通)

FAX (06) 6384-1902

メールアドレス sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp